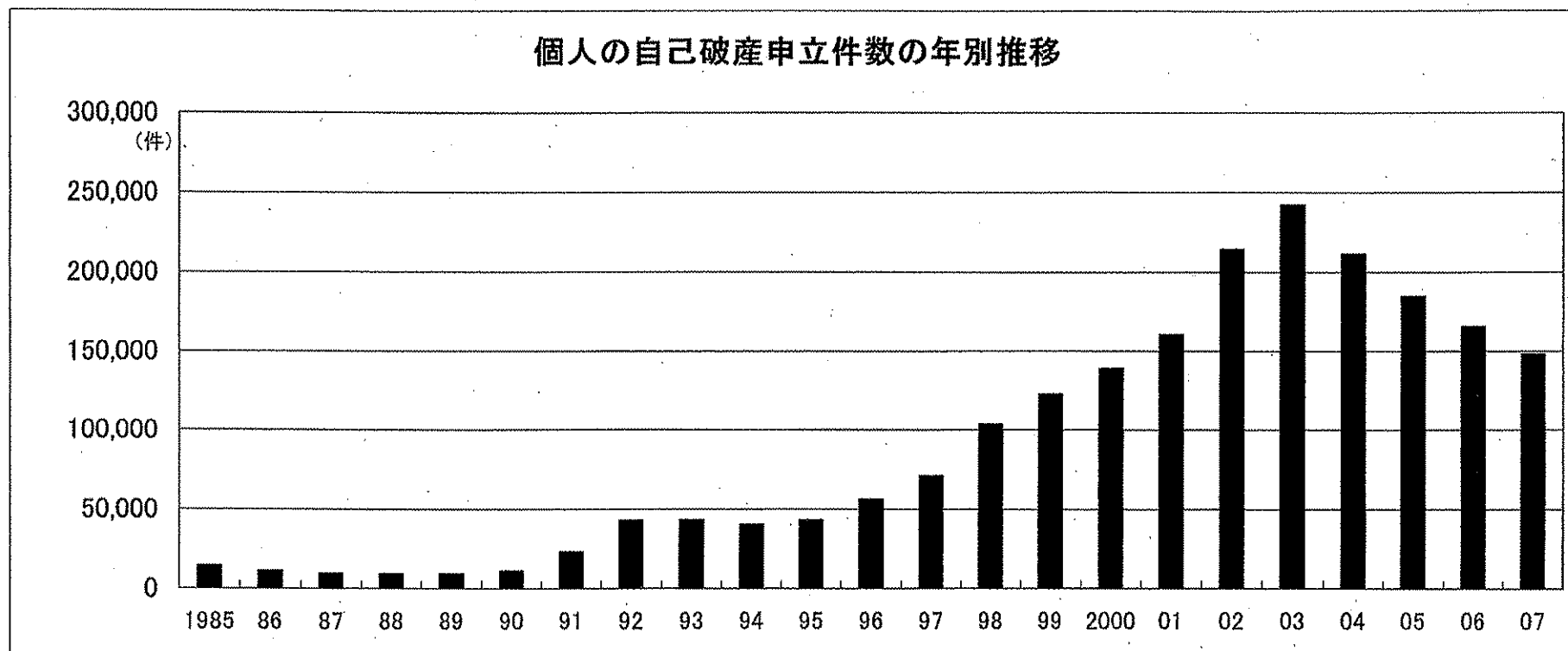


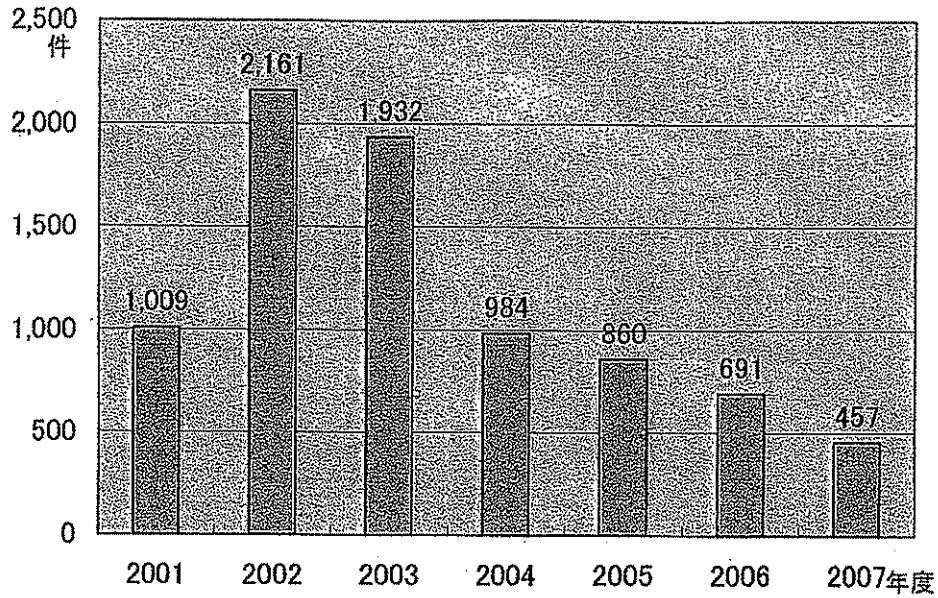
宇都宮委員提出資料

- | | |
|-----------------------------|----|
| ① 個人の自己破産申立件数の年別推移 | P1 |
| ② ヤミ金融被害相談件数の推移 | P2 |
| ③ 五菱会ヤミ金融事件最高裁判決に関する日弁連会長談話 | P3 |
| ④ 五菱会ヤミ金融事件最高裁判決に関する弁護士声明 | P4 |
| ⑤ 「中小事業者向け多重債務相談体制・融資のあり方」 | P6 |
| 資料1～5 | P8 |

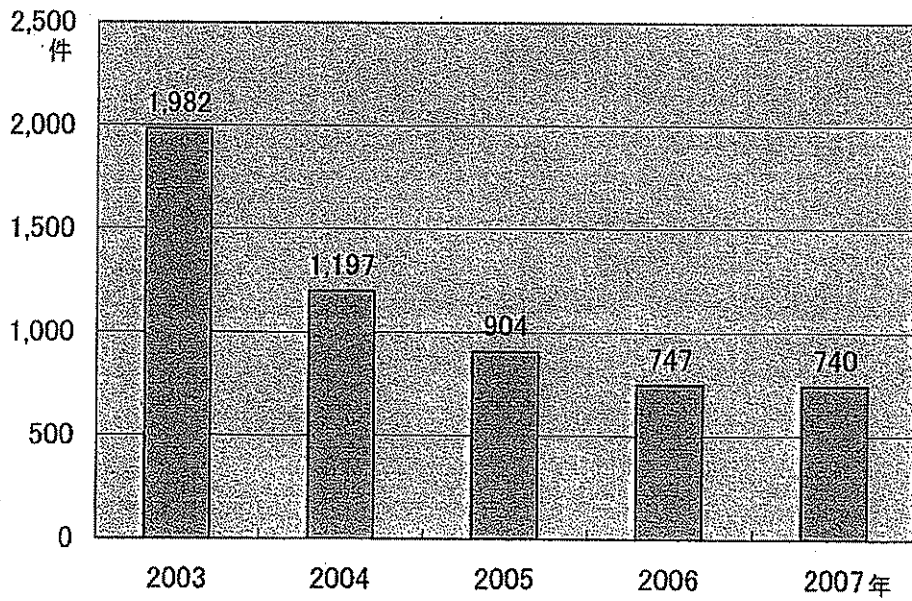
年	1985	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	2000	01	02	03	04	05	06	07
申立件数(件)	14,625	11,432	9,774	9,415	9,190	11,273	23,288	43,144	43,545	40,385	43,414	56,494	71,299	103,803	122,741	139,280	160,457	214,638	242,357	211,402	184,422	165,932	148,249



東京三弁護士会神田法律相談センターにおける ヤミ金融被害相談件数の推移



ヤミ金融被害対策埼玉弁護士会における ヤミ金融相談件数(来所者)の推移



3

日本弁護士連合会

ホーム > 会長声明・意見書など > 会長声明集

会長声明・意見書など
会長声明集

会長声明集 Subject:2008-06-10

山口組系旧五会系ヤミ金融事件の最高裁判決に関する会長談話

本日、最高裁判所は、当連会方面山口組系旧五会系のヤミ金融事件で、被害者がヤミ金融に支払った金額の金額について損害賠償請求を認め、ヤミ金融から被害者への貸付金額は損害額から控除しない、との判決を言い渡した。

すなわち、ヤミ金融の貸付金が民法709条に規定する不法原因給付に該当する以上、ヤミ金融が貸付金元本の返還を請求することはできず、損益相殺の対象にもならない、ということが最高裁判所によっても明らかにされた意義は大きい。

2008年に成立したヤミ金融対策法に、金利が年109.5パーセントを超える貸付契約無効の規定（現行貸金業法42条）を導入する際、当連会等は「元本の返還は不要である」ことを法律上明記するよう要請した。しかし、その旨の明記がされるに至らなかったため、これによって元本については返済義務があるとの誤解が生じることが懸念された。そこで当連会等は、同法の制定直後から、ヤミ金融による元金の不当利得返還請求に対しては不法原因給付に該当し、返還を要しない旨の解釈が正しく、警察庁その他関係行政機関に対し法趣の正しい解釈に則りヤミ金融対策を一層強化することを求めた。

ところが、現場の警察官が「借りたものは返すべきだ」と間違った対応をとるなど、その解釈の不徹底さがヤミ金融の撲滅を押し進める上で大きな障害となっていた。

本日の最高裁判決によって、ヤミ金融の「元金」はおよそ法的保護に値せず、いかなる名目であれヤミ金融が被害者に金銭の支払を要求する権利はない、ということが明らかにされた。同判決によって、ヤミ金融被害者の救済とヤミ金融の完全撲滅に向け、大きな前進があったものと評価できる。「借りた金を返せ」というヤミ金融業者の言い分は、もはや通用しない。

当連会等は、警察庁その他関係行政機関に対し、最高裁判決の趣旨に従ってヤミ金融対策を一層強化していくよう要請する。ヤミ金融の被害者には、早期に弁護士に相談をして、勇気をもってヤミ金融犯罪を告発するなどヤミ金融被害を撲滅する運動に参加していただきたい。

当連会等は、ヤミ金融に対して引き続き徹底した厳しい対応を行い、ヤミ金融の完全撲滅に向けて努力する所存である。

2008年(平成20年)6月10日

日本弁護士連合会
会長 宮崎 誠

日本弁護士連合会 copyright© Japan Federation of Bar Associations all rights reserved.

山口組系旧三菱会ヤミ金融事件訴訟最高裁判決に関する弁護団声明

2008年(平成20年)6月10日

山口組系旧三菱会ヤミ金融事件弁護団

弁護士 宇 都 宮 健 児
 弁護士 五 葉 明 徳

本日、最高裁判所は、指定暴力団山口組系旧三菱会のヤミ金事件で、被害者がヤミ金に支払った金銭の全額について損害賠償請求を認め、ヤミ金からの貸付金額は損害額から控除しない、との判決を言い渡した。

すなわち、ヤミ金は、松山地裁、高松高裁も指摘したとおり犯罪目的で交付した貸付金が不法原因給付(民法708条)に該当する以上、その返還を被害者に請求できないだけに止まらず、損益相殺によって被害者の損害賠償請求権を減額させることもできない、ということが明らかにされた。

2003年に成立した「ヤミ金対策法」(貸金業規制法と出資法の改正法)、そして2006年12月に成立した新貸金業法は、ヤミ金に対する罰則の強化を打ち出してきた。政府は新貸金業法の成立を受けて「多重債務者対策本部」を設置し、2007年4月に「多重債務問題改善プログラム」を決定して、「ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化」を掲げた。現在、全国47都道府県において、都道府県の関係部署に警察、弁護士会、司法書士会、被害者団体などが参加した「多重債務者対策協議会」が設置され、官民一体となった多重債務対策、ヤミ金対策の取り組みが進められている。ところが、ヤミ金の検挙を求めている被害者らに対して、現場の警察官が「借りたものは返すべきだ」などと間違った対応をするというトラブルはなくなっていない。この現場における取締りの不徹底さが、ヤミ金の撲滅を推し進める上で大きな障害と

なっている。

本日の最高裁判決は、ヤミ金の「元金」はおよそ法的保護に値せず、いかなる名目であれ、ヤミ金が被害者に金銭の支払を要求する権利を持たず、かつ被害者の損害賠償額を算定する上で考慮すべき利益も有しない、ということを明らかにした。そうであるから、同判決によって、「借りた金を返せ」等というヤミ金業者の言い分は、もはやいかなる意味においても許されないことが明白となった。我々は、本日の最高裁判決を、全国各地で取り組まれている官民一体となったヤミ金対策を後押しし、ヤミ金の息の根を止める判決として、高く評価する。

警察庁その他関係行政機関に求める。本日の最高裁判決の趣旨に従って、ヤミ金融の撲滅に向けた取り組みを一層強化されたい。

ヤミ金被害者に呼びかける。一日も早く、適切な多重債務者の相談窓口を訪れて、問題解決に向かうための一歩を踏み出して欲しい。

我々は、ヤミ金に対して引き続き徹底した厳しい対応を行い、ヤミ金の完全撲滅に向けて努力する所存である。

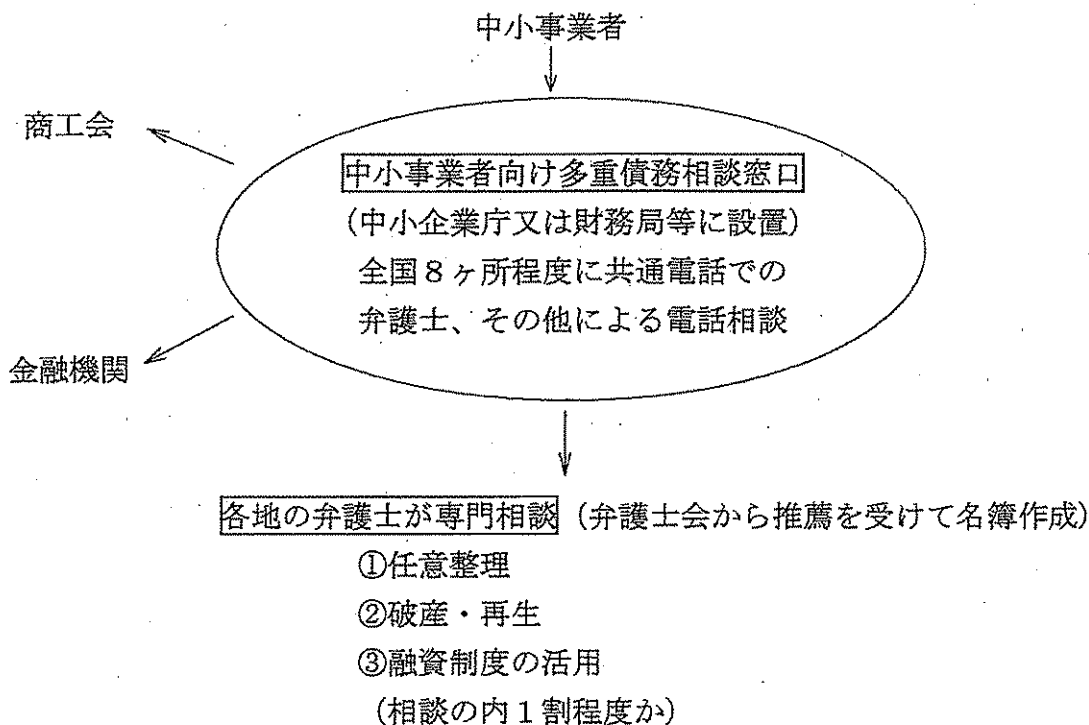
以上

2008. 7. 18

中小事業者向け多重債務相談体制・融資のあり方

有識者会議委員 宇都宮 健児

1 制度の概要



(1) 相談窓口

中小事業者の場合商工ローンからの借入があり、手形不渡対策、公正証書対策があり、一定の習熟したノウハウが必要であることから各単位会から弁護士の推薦を受け、名簿での対応が必要。

相談窓口の周知徹底を図る。信金、信組等ともネットワークを組み借金解決の方法や相談窓口を明示したマニュアルを作成し、ネットワーク金融機関の窓口にもマニュアルを配布する。またポスター等を掲示して相談窓口の周知を図る。

(2) マル経融資の要件緩和

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)の弾力的活用(又は新制度)が必要であり、弁護士の債務整理、経営指導を受けることを条件として

- ①商工ローンからの借り換えを認める

②税金の完済を条件とせず分納を認めるべきである。

(3) セーフティネット保証制度の要件緩和

民間金融機関を利用する際、保証協会のセーフティネット貸付についても現在8つの認定事由によって保証制度を運用している。商工ローンからの借換えや税金の分納を認めて運用の強化を図るべきである（但し、弁護士の債務整理、経営指導を受けることを条件とする）。

(4) 弁護士等による任意整理の一環で金融機関への返済条件を緩和した場合には「金融検査マニュアル」の分類債権の区分について特例を設ける。

2 目的

現在、原油高、原材料費高で中小事業者は危機に直面し、高金利に手を出し、その支払いに追われ、一家離散、自殺に追い込まれかねない。

日本の自殺者は過去10年3万人を超え、去年は過去2番目となっている。人の命を救い、地域を守るためには、きちっと事業者向けの借金相談の窓口が必要であり、さらに支払いが可能な場合には専門家の債務整理を用いながら融資制度に結びつけていく必要がある。これらは国の責務である。

個人の多重債務相談窓口には消費生活相談窓口と弁護士会司法書士会へつなぐルートが確立してきた。事業者の場合にも同じような整備が求められている。なお、商工会での早期転換、挑戦支援窓口での相談制度との調整も必要と思われる。

3 今後の課題

当面は、政府金融機関、機関保証制度の充実が求められるが、今後生協やNPO法人が一部担い手となりそこに対し金融機関が融資するとの取組みも検討されている。

以上

(表1) 金融機関別中小企業向け貸出残高
(2008年12月時点) (単位:兆円)

民間金融機関合計	233.4
商工組合中央金庫	9.4
中小企業金融公庫	6.7
国民生活金融公庫	7.5
政府系金融機関合計	23.5
中小企業向け貸出残高	255.3

(出典:中小企業白書2007年度版)

(表2) 平成18年度事業実績

	金額	前年比
保証承諾件数	1,175,809件	103.1%
保証承諾額	13兆6591億円	105.2%
保証債務残高	29兆2591億円	101.6%
代位弁済件数	78,708件	97.9%
代位弁済額	6852億円	99.7%
回収額	2610億円	86.9%

-5-

金融労働調査時報 08.02

(表3) 保険収支

(単位:億円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
保険収支	▲6,044	▲4,323	▲2,558	▲1,674	▲1,756
当期損失額	▲6,079	▲4,093	▲2,557	▲1,631	▲1,756
出資金(当初)	290	380	380	380	365
出資金(修正)	3,748	592	3,268	522	550
保険準備 基金残高	3,713	592	1,683	954	113

- > 保険収支=保険料取給+回収金給付-保険金支払
(保険料、回収金;保証協会→中小公庫へ、保険金;中小公庫→保証協会)
- > 平成18年度は暫定値

マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)の概要

詳細・ご相談はお近くの商工会議所まで

マル経融資は、商工会議所等で、経営指導(原則6ヵ月以上)を受けた方に対し、無担保・無保証人で、国民生活金融公庫が融資を行う国の制度です。

【ご利用いただける方】

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業にあたっては5人以下)の法人・個人事業主の方
- 最近1年以上、商工会議所地区内で事業を行っている方(商工会地区のかたは「商工会地区内」となります。)
- 商工会議所の経営指導を原則6ヵ月以上受けている方(商工会地区の方は商工会の経営指導となります。)
- 税金(所得税、法人税、事業税、都道府県民税等)を完納している方
- 国民生活金融公庫の非対象業種等に属していない業種の事業を営んでいる方

【ご融資の条件】

- 貸付限度額 1000万円
- 返済期間 運転資金5年以内 設備資金7年以内
- 利率 こちらでご確認ください。(国民生活金融公庫ホームページ)

【こんな時にご活用ください】

- 運転資金として
仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなどに
- 設備資金として
工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入などに

(注) 沖縄県につきましては、文中「国民生活金融公庫」とあるのは、全て「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

詳細・ご相談はお近くの商工会議所まで

=====
日本商工会議所 中小企業振興部
TEL 03-3283-7826
=====

◎仙台市 | 新着情報 | 内容別索引 | 組織別索引 | 検索 | サイトマップ | 使い方ヘルプ |

仙台市トップ>申請書・届出書様式のダウンロードサービス>分野別 / 担当課別>地域産業支援課>中小企業信用保険法第2条第4項の認定

平成20年2月15日更新

「中小企業信用保険法第2条第4項の認定」
(セーフティネット保証制度)

申請書一覧

- ◆ 申請書を印刷するときの用紙
A4サイズ, 再生紙可(感熱紙, 裏紙, 色紙は不可)

- ◆ 事務の概要(制度のあらまし)

中小企業信用保険法第2条第4項の規定により, 認定に関する業務は, 市(町村)長が行うこととされています。

中小企業信用保険法(第2条第4項抜粋)
この法律において「特定中小企業者」とは, 中小企業者であつて, 次の各号の一に該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

1. 中小企業信用保険法第2条第4項の認定による効果について

中小企業信用保険法第2条第4項各号に規定する各種の要件(下記参照)に該当し, 市長の認定を受けると, 経営の安定に支障を生じている中小企業者に通常の保証(保険)枠(2億8,000万円)に加えて別枠の経営安定関連保証(保険)枠を付与されます。

認定番号	認定要件
第1号認定	取引の相手方である事業者の再生手続開始申立等
第2号認定	取引の相手方である事業者の事業活動制限等
第3, 4号認定	災害その他の突発的に生じた事由
第5号認定	指定業種(いわゆる不況業種)に属する事業の売上高の減少等
第6号認定	融資取引のある金融機関の経営破綻等
第7号認定	融資取引のある金融機関の金融取引の調整
第8号認定	金融機関による整理回収機構(RCC)への貸付債権の譲渡

一般保険限度額

別枠保険限度額

普通保険	2億円
無担保保険	8,000万円
特別小口保険	1,250万円

+

(第1号～第5号、及び第7号、第8号要件)	
普通保険	2億円
無担保保険	8,000万円
特別小口保険	1,250万円

又は

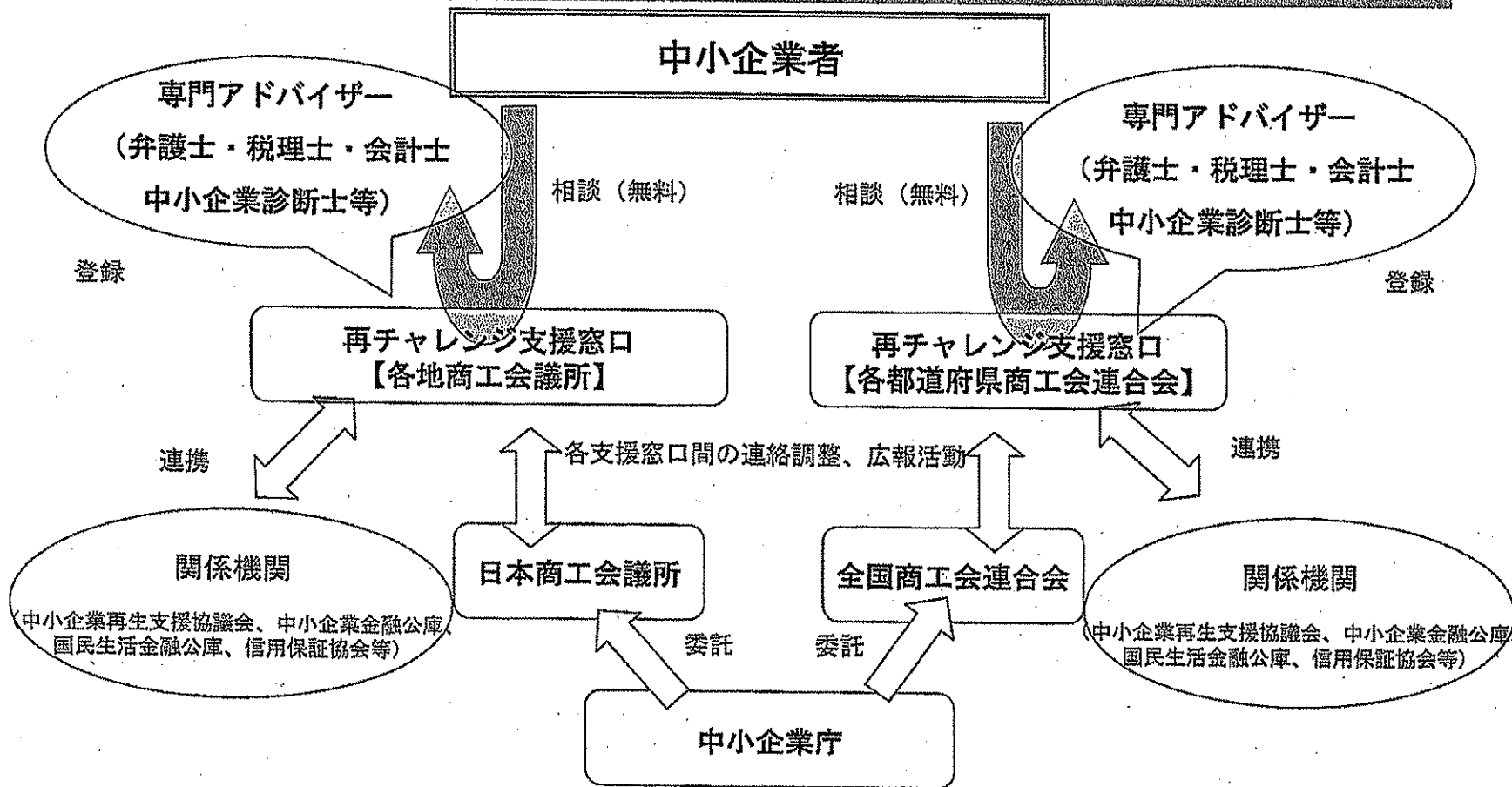
(第6号要件)

早期転換・再挑戦支援窓口事業（平成19年度新規）

予算額：8.0億円

事業継続の見通しが見つからない中小企業経営者の事業撤退・転換や廃業経験者の再起業を支援するため、相談窓口を全国各地に設置します。

本事業では、各窓口の相談員が財務諸表等に基づく経営診断を実施したり、必要に応じて、弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士等による専門的なアドバイスを実施するなどして、早期の事業撤退・転換や再起業をサポートしていきます。



＜消費者向け＞

生活福祉資金貸付制度 (緊急小口資金)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：各都道府県の社会福祉協議会（貸付原資は国が2/3、地方自治体が1/3負担） ・貸付対象：低所得世帯で、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となったもの ・貸付条件：上限額は10万円以内、年利は3%
母子寡婦福祉資金 貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：都道府県、指定都市、中核市（貸付原資は国が2/3、地方自治体が1/3負担） ・貸付対象：母子家庭又は寡婦等 ・貸付条件：貸付目的に応じた貸付限度額があり、貸付利率は貸付目的に応じ無利子又は3%（連帯保証人を立てることが条件）（例：生活資金であれば月額10～14万円、原則として年利3%）
自治体提携消費者 救済資金貸付制度 ＜岩手県消費者信用生活協同組合＞	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付原資：県内の9金融機関が県内市町村の預託等に基づき、生協に融資 ・貸付対象：組合員 ・貸付条件：貸付限度額は500万円、貸付利率は9.41%（連帯保証人（原則として家族）を立てることが条件）
生活再生貸付事業 ＜グリーンコープ生協ふくおか＞	<ul style="list-style-type: none"> ・生協組合員の出資金が原資 ・貸付対象：生協組合員及び福岡県民（福岡県との協働事業のため員外利用も可） ・貸付条件※：貸付限度額は150万円（原則）、貸付利率は9.5%（連帯保証人（原則として家族）を立てることが条件）
生活再生貸付事業 ＜グリーンコープ生協くまもと＞	<ul style="list-style-type: none"> ・生協組合員の出資金が原資 ・貸付対象：組合員 ・貸付条件※：貸付限度額は150万円（原則）、貸付利率は9.5%（連帯保証人（原則として家族）を立てることが条件）

※ 多重債務相談は債務整理が大前提。その上で、生活再生のための貸付けを行う。家計診断とキャッシュフロー表（5年間分）の作成による家計指導を3年間は継続して受けることが貸付けの条件

＜事業者向け＞

企業再建・ 事業承継支援資金 (企業再建関連) ＜国民生活金融公庫、 中小企業金融公庫＞	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象：再生プロセスにある事業者等 ・貸付限度額：国民公庫 7,200万円（うち運転資金4,800万円以内）、中小公庫 7億2,000万円（うち長期運転資金4億8,000万円） ・貸付利率：基準利率ほか ※基準利率は2.65%～（国民公庫）/2.45%～（中小公庫）（平成20年6月現在） ・貸付利率を「基準利率+0.7%（国民公庫）/0.3%（中小公庫）」から「基準利率」へ低減（平成20年4月～）
再挑戦支援資金 ＜国民生活金融公庫、 中小企業金融公庫＞	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象：廃業歴のある事業者等 ・貸付限度額：国民公庫 2,000万円、中小公庫 7億2,000万円（うち長期運転資金2億5,000万円） ・貸付利率：基準利率又は実績連動金利型利率（成功払い型利率）（当初2年間0.3%、3年目以降は営業状況に応じた利率） ・実績連動金利型貸付（「成功払い型貸付」）の返済期間を5年から7年に延長（平成20年4月～） ・貸付利率を0.3%（国民公庫）、0.7%（中小公庫）低減（平成19年4月～）
小規模事業者経営改善資 金融資制度（マル経） ＜国民生活金融公庫＞	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象：従業員20人以下の法人・個人事業主（商工会・商工会議所の経営指導を受けていることが条件） ・貸付限度額1,000万円、利率は2.35%（平成20年6月11日現在） ・経営指導の期間要件（6ヶ月以上）を一部緩和（平成20年4月～）